

町・字の取扱いについて

調 整 内 容

合併協定において、現町村名の取扱いについては、合併までに調整するとされている。

〔現町村名の取扱い〕

- (1) 藤島町、櫛引町、朝日村、温海町は、大字の名称に現町村名を付さない。
- (2) 羽黒町は、大字の名称に「羽黒町」を付す。

(住所表示の例)

藤島町役場	鶴岡市藤島字笹花 2 5 番地
羽黒町役場	鶴岡市羽黒町荒川字前田元 8 9 番地
櫛引町役場	鶴岡市上山添字文栄 1 0 0 番地
朝日村役場	鶴岡市下名川字落合 1 番地
温海町役場	鶴岡市温海戊 5 7 7 番地 1